

# 兵庫県町村会政務調査委員会規程

平成24年 4月27日理事会議決

改正 平成27年 5月13日理事会議決

(設置)

第1条 兵庫県町村会(以下「本会」という。)規約第5条第1項の規定に基づき、本会に政務調査委員会(以下「政調委員会」という。)を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、政調委員会の組織、運営等に関する事項を定めるものとする。

(構成)

第3条 政調委員会は、政務調査委員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 政調委員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

3 政調委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 町行財政に関する重要事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(委員)

第4条 委員の定数は、8人とする。

2 政調委員会の委員は、本会正副会長及び監事を除く全町長とする。

3 正副会長及び監事は、政調委員会に出席し、意見を申し述べることができる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

5 補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 政調委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、総会において委員の中から互選する。

3 政調委員会の運営、とりまとめは委員長がこれを行う。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理し、委員長及び副委員長ともに事故あるときは、政調委員会に出席している委員の中から臨時に運営、とりまとめにあたる者を互選する。

(調査研究結果の提言)

第6条 政調委員会の調査研究の結果は、当該関係機関へ提言するものとする。

(幹事)

第7条 政調査委員会に幹事若干人を置き、うち1人を幹事長とする。

2 幹事長は、本会事務局長を充て、幹事は、本会職員の中から会長が任命する。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月13日から施行する。